

意見聴き取り調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 貴団体における現状と課題について

◇現 状

- ①復興事業収束後の公共工事量減少に伴う将来不安
(図－1 福島県土木部予算の推移 のとおり)
(図－2 福島県復興予算と通常予算の推移と今後 のとおり)
- ②受注できる企業とできない企業の企業間格差
- ③技術者・技能労働者の不足及び高齢化
- ④老朽化する社会インフラの増大
- ⑤自然災害の激甚化・頻発化・広域化
(図－3 会員数の推移(県全体・支部) のとおり)
- ⑥建設業に対する住民理解が不十分

◇課 題

- ①安定的な公共工事量の確保
- ②人口減少社会に対応した技術力の継承と提案力の強化
- ③人口減少に伴う公共投資の減少を見据えた企業再編
- ④事業承継・後継者育成への対応
- ⑤企業を維持するための安定経営・健全化
- ⑥地域の仕事を地元企業が受注できる環境整備
- ⑦企業規模が縮小する中での雇用確保
- ⑧働きやすい職場づくりのための働き方改革への対応
- ⑨生産性・安全性の向上のための建設DXへの対応
- ⑩今後増大するインフラの老朽化対策への対応
- ⑪自然災害へ備えた体制の維持・企業の存続
- ⑫建設業の魅力や遣り甲斐、役割などへの理解増進
- ⑬人口減少に伴う地域再生に果たす建設業の役割
- ⑭持続可能な社会をつくるためのSDGsの取り組み

◇参 考

図－4 福島県発注工事有資格者数の推移(県内)

2 入札制度に対する要望について

特に要望したい件について、2～3点程度ご記入をお願いします。

◇地域の守り手育成方式について

(一般土木工事・舗装工事)

- ① 試行要領において、国・県・市町村それぞれの地域貢献の実績が資格要件となっているが、県の入札制度である以上、これまでと同様に県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務を担っている企業に限定していただきたい。

(補足資料1 P6-P8参照)

- ② 工種や登録企業数など地域の実情に応じて、指名候補者数について県内一律の12者以上に拘らず、柔軟に選定していただきたい。

(補足資料1 P8-P10参照)

- ③ 品質確保の観点から、実績と信用に基づき県の地域貢献度及び県発注工事の実績、技術的適正を踏まえ適切な選考をしていただきたい。

(補足資料1 P11-P12参照)

(建築工事)

- ① 建築工事については、除雪業務委託や維持補修業務委託の実績がなく支店が準本店の扱いとはならないことから、入札参加者の選定は、本店のみとしていただきたい。
- ② 建築工事は発注件数が少ないことから「手持ち工事量」、「指名による受注回数」、「指名回数」を除外していただきたい。
- ③ 当該建物を建設した施工会社については、その建物の使用機材や使用形態を的確に把握していることから、施工実績に配慮し、必ず改修工事や修繕工事を選考していただきたい。
- ④ 地域の守り手が存続することの重要性は、全部局で同様であることから、地域の守り手育成方式を土木・農林水産部以外の他部局へ拡大していただきたい。

3 質問事項

(1) 総合評価方式における評価項目の見直しについて要望や意見がございましたらご記入をお願いします。

◇総合評価方式について

(一般土木工事・舗装工事：①～⑦全て、建築工事：②、③、④、⑥、⑦)

・・・補足資料1 P12-P14

① **災害時の出勤実績又は災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価について、県のみの実績としていただきたい。また、それぞれ個別の評価対象としていただきたい。**

- ・地域の守り手育成型の試行導入に合わせて、総合評価方式についても新たに国と市町村の実績を評価対象に加えたことは令和元年度までの考え方と整合性がない。
- ・災害時の出勤実績又は災害応援協定締結と除雪、維持補修業務の実績評価は、新卒・離職者の雇用実績及び雇用の維持・確保を含めた4項目から2項目を選択することになっているが、それぞれ目的が全く異なっている項目であり、特に災害時の出勤実績又は災害応援協定締結と除雪、維持補修業務は、頻発する自然災害や豪雪への対応で24時間体制が必要となる激務であるため、企業の実績を適正に評価するためにもそれぞれ個別の評価対象としていただきたい。

② **過去5年以内の工事成績の評価区分について、80点以上85点未満、85点以上の区分に分けていただきたい。**

- ・80点以上の区分について、85点以上は優良工事表彰の対象となるが優良工事表彰は各部門1件であるため、受賞できなかった85点以上の工事は85点未満の工事と同じ評価となる。したがって、より高い品質確保と技術力にインセンティブを付与する目的から、80点以上85点未満の区分と、85点以上の区分に分けていただきたい。

③ **若手・女性技術者を配置予定技術者とする評価について、女性技術者を削除していただきたい。**

- ・当協会は男女を区別することなく若年入職者の促進に取り組んでおり、各社においても男女を問わず募集しているが、採用実績は企業の規模や地域性によって大きな差があり公平性の観点から評価対象とするのは適当でないため、削除していただきたい。

④ **BCP（事業継続計画）策定企業の加点評価について**

- ・事務局の回答で「福島県においてはBCPを審査、認定する制度がないためBCP策定企業の評価できない」としているが、県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCPに基づき常に対応ができるように備えており、この取組は県民の安全安心の確保に直結するもので評価に値すると考えており、その制度を設けて評価できるようにしていただきたい。

⑤ **企業の技術力評価のふくしまME資格保有の加点評価について**

- ・品質確保の観点から、特別簡易型と地域密着型にも適用していただきたい。
- ・また、ME資格保有者を配置技術者とした場合についても、加点対象としていただきたい。

⑥ **入札参加者の所在地における本店、準本店、支店、営業所の評価について**

- ・準本店は本店と同等の評価であるが、入札参加者の所在地の評価において、本店と準本店で配点に差を付けていただきたい。
- ・支店、営業所の評価について、委任の有無によって配点に差を付けていただきたい。ただし、企業合併等によって同じ建設事務所管内に本店と支店あるいは営業所がある場合は除く。
- ・支店、営業所の専任技術者の常勤について、現場レベルで実態を十分確認し、建設業法許可に違反が認められた場合は厳正に対応していただきたい。

⑦ **県民を守る企業の更なる評価について**

- ・「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」の締結とそれを実施した企業についても「災害時出動実績又は災害応援協定締結」と同様に加点対象としていただきたい。
- ・加点は、選択項目ではなくそれぞれ個別で評価していただきたい。

(建築工事)・・・補足資料1 P14-P15

◇企業の技術力について

- ①「施工能力」については、標準型、簡易型で過去10年以内の場合のみ加点となっているが、建築工事の件数は一般土木工事の15%以下であることから、受注機会の僅少さを補完する必要があるため、「施工能力」を標準型、簡易型においても過去10年～15年以内での加点評価にしたい。

②「工事成績」については、過去5年以内となっているが、建築工事の件数は一般土木工事の15%以下であることから、受注機会の僅少さを補完する必要があるため、「工事成績」を過去10年以内で評価していただきたい。

③「優良工事」については、過去10年以内となっているが、1度の表彰における受賞企業が少なく、企業の実績が失われてしまうため、「優良工事」を過去15年以内で評価していただきたい。

◇配置予定技術者の技術力について

④「施工能力」については、標準型、簡易型で過去10年以内の場合のみ加点となっているが、建築工事の件数は一般土木工事の15%以下であることから、受注機会の僅少さを補完する必要があるため、「施工能力」を標準型、簡易型でも過去10年～15年以内で加点評価していただきたい。

⑤「工事成績」については、過去5年以内となっているが、建築工事の件数は一般土木工事の15%以下であることから、受注機会の僅少さを補完する必要があるため、「工事成績」を過去10年以内で加点評価していただきたい。

◇地域社会貢献度について

⑥「同一市町村実績」については、標準型、簡易型で2.5点となっており、建築工事实績と他工事实績で同一加点だが、建築工事と他工事では工種が全く異なるため、「同一市町村実績」を標準型、簡易型で、建築工事2.5点、その他1.0点で加点評価していただきたい。

⑦「同一市町村実績」については、特別簡易型で1.0点となっており、建築工事实績と他工事实績で同一加点だが建築工事と他工事では工種が全く異なるため、「同一市町村実績」を特別簡易型で、建築工事1.5点、その他0.5で加点評価していただきたい。

(2) 少子化や過疎化に対応するための入札制度等への提案等ございましたらご記入をお願いします。

① 少子化について

- 行政には若年入職者を促進する支援策をお願いしたい。
- 適正利潤の確保を規定した品確法に基づき、最低制限価格、低入札の失格基準、調査基準価格の引上げをお願いしたい。
- ・少子化により、若年入職者を始めとする担い手の確保が深刻化している。これまで建設業は長年「危険」、「汚い」、「キツイ」という「3K」のイメージが定着しており、他産業と比べて建設業への就業を希望する割合が低い状況である。
- ・建設業も過去の3Kから脱却し、「給料が良い」、「休日が取れる」、「希望が持てる」の「新3K」を目標に掲げ、担い手確保で他産業に負けないよう、若年者の建設業への入職促進に取り組んでいる。
- ・小学生から高校生への建設現場見学会やインターンシップをはじめ、若年者の就職支援を目的としたポータルサイト「建設 channel」や公式 YouTube において情報を発信する等、広く事業を実施して建設業への理解を進めている。
- ・今後、仕事量が減少し過度な価格競争が増加すると建設企業の維持・存続が危ぶまれ、結果として県民の安全・安心が保たれなくなるため、地域の建設企業が新3Kを実現させ、担い手を確保し、安定的な経営が出来るよう適正な利潤の確保が必要不可欠である。

② 過疎化について

- 包括的維持管理における委託業務の範囲と発注規模の拡大をお願いしたい。
- 地域の除雪・維持管理業務の業者選定については、単なる競争性ではなく透明性と住民理解を重視していただきたい。
- ・当協会の会員数は平成7年をピークに現在の239社と40%近く減少している。これは近い将来、広大な県土を持つ福島県で激甚化・頻発化・広域化する自然災害への対応及び維持管理、除雪対応を危機的状況に晒され、地域を守る地元建設企業の対応が困難になることが予想される。
- ・令和3年度現在では、県と災害応援協定を締結している企業が、主に過疎・中山間地域で不在である町村が12あり、1社だけの町村は16と、市町村の約半数が災害対応や除雪等で危機的状況にあると言えるので、より地域に密着した、且つ、地域に貢献している企業が受注できる環境を整備する必要がある。
- ・地元企業が不在、或いは少ない地域においては、近隣の会員企業等が連携して対応する包括的維持管理契約を尚一層推進し、対応を行う必要がある。
- ・そのためにも、地域の安全・安心を担う地元建設企業の存続が必要不可欠であり、競争性を重視するだけでなく、地元企業が安定的に経営できる透明性のある入札制度にしていただきたい。

(3) 現行の発注金額の設定における入札参加者の格付や地域要件等に対する意見や要望等がございましたらご記入をお願いします。

◇格付けについて

- ① 限られた技術者の有効活用や、技術力向上、育成・確保等を図るため、地域の守り手育成型及び地域密着型の金額帯を3千万円未満から5千万円未満へ引き上げていただきたい。
- ② 格付等級は、公共工事の入札の基本である。そのため、どの入札方式でも格付等級と設計金額の関係は品質確保の観点から同じ考えにすべきであり、地域の守り手育成型においても総合評価と同様に格付等級に基づいて選考していただきたい。

◇地域要件について

- ① 地域の守り手育成型は地域の守り手企業が受注する工事であると限定的に捉えれば、エリアを拡大して指名者数を必要以上に多くするよりも工事個所により近い企業群で実績と信用がある企業を対象として選定するのが実情に合っており、当面は地域密着型との併用によって地域を広げず限定的にしていきたい。
- ② 試行要領で管内を基本としているからなのか遠距離にある者まで選考して12者以上の数を確保している事例が多く散見されるが、自然災害が頻発すれば一番先に現場に駆け付けるのは現場近くの企業であるので、災害活動や除雪作業、維持管理業務の実績と地域性を考慮し、土木事務所管内を優先し工事規模や難易度等で必要に応じて管内を広げるよう限定していただきたい。

4 その他

県の入札制度に対するご意見等について何かありましたらご記入をお願いします。また、SDGs及び高齢者雇用についての貴団体のお考えや取組事例があれば併せてお書きください。

◇意見・質問

- ① 地域の守り手育成型の育成の目的とその対象企業について
市町村実績のみの企業を、県の除雪作業、県管理施設の災害対応や維持管理業務なども担える企業として新たに育成していくことを想定しているのか、またそれが現実的に可能だと考えているのか。またこれらの企業にどのようなことを期待しているのか、伺いたい。
- ② 特定関係がある者同士の同一工事での指名について
特定関係（資本関係・人的関係）にある者を同一工事で指名することを認めている理由は何か、伺いたい。
- ③ 地域の守り手育成型と総合評価における入札参加格付等級の矛盾について
地域の担い手育成型についてなぜすべての格付等級を対象とすることができるとしたのか、その理由を伺いたい。
- ④ 技術的適正の評価について
地域の守り手育成型において、技術的適正の評価について具体的にどのように評価しているのか、伺いたい。

◇要望

- ① 委員会で調査審議を十分尽くしていただくとともに、入札制度監視委員会の委員に品確法や公共調達等に関する専門的知識を有する中立的立場の方を加えていただきたい。
- ② 入札時の質問期間について、通常工事では5日間以上（休日を除く）とされているが、ほとんどの工事で5日間と設定されている。
構造物が多く工種の多い5千万円を超えるような工事においては、設計図書の理解に時間を要し、公告から質問書提出までの期間が5日間と短いため、工事内容や金額に応じて、6日間～10日間とするなど質問期間を長くしていただきたい。

◇SDGsの取組事例

SDGsは、より良い世界、より良い福島県をつくるために取り組むべき課題であり、当協会としてもこれまでの取組をSDGsの体系に取り入れて、引き続き取り組んでいくこととしている。

(当協会の対応)

当協会の令和3年度の事業計画の重点目標の一つとして、会員企業に対してSDGsを啓蒙する研修会を2回(8月、11月開催予定)開催した。

また、建設業におけるSDGsの取組事例を紹介するなど、建設業におけるSDGsの必要性等を広報している。

(会員企業の対応)

- ①ゴール4 (質の高い教育をみんなに)
 - ・地元高校生への現場見学会、現場実習の実施
- ②ゴール7 (エネルギーをみんなに そしてクリーンに)
 - ・社屋への太陽光パネルの設置
 - ・事務所内照明のLED化
 - ・社用車のエコカー推進
 - ・排出ガス対策型の重機活用
 - ・コンクリートの再資源化・脱炭素化
- ③ゴール8 (働きがいも経済成長も)
 - ・地域住民の積極的な雇用
- ④ゴール11 (住み続けられるまちづくりを)
 - ・公共施設・公道の整備
 - ・降雪地域の除雪対応
- ⑤ゴール15 (陸の豊かさを守ろう)
 - ・道路清掃ボランティア活動
 - ・工事中の環境への配慮(水質、騒音等)

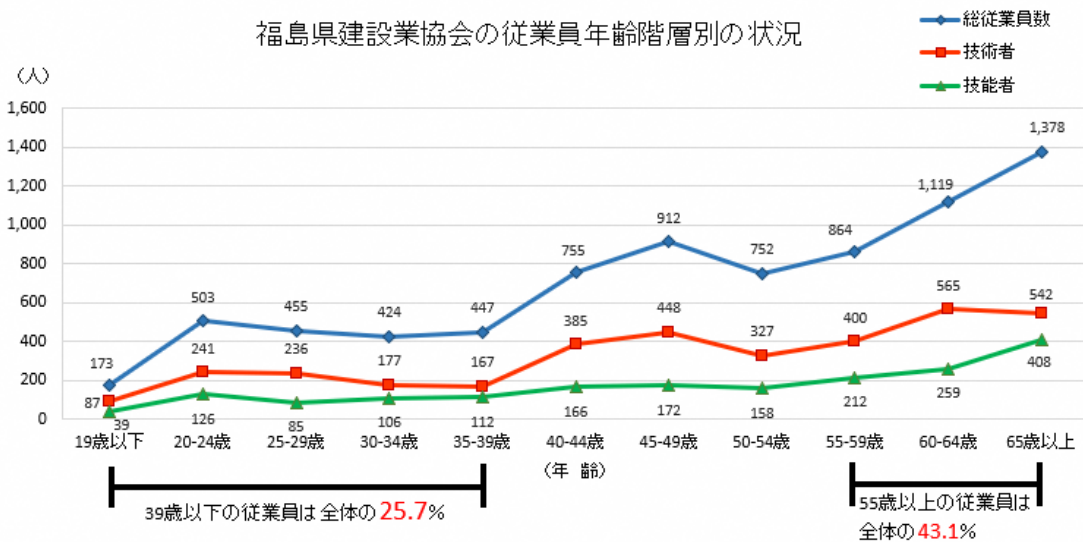


※画像を加工し、会社名・工事名・車輛ナンバーの一部を伏せています。

◇高齢者雇用について

① 労働者の高齢化の現状

- ・建設業界は労働者の高齢化が急速に進んでおり、今後の高齢労働者の大量退職により担い手となる後継者不足が深刻化する。
- ・高齢労働者、特に技術者や技能者の退職に伴い、技術力や技能の継承が困難になることが懸念される。
- ・高齢者は肉体的衰えにより、どうしても作業効率の低下・高所作業での労働災害が懸念される。

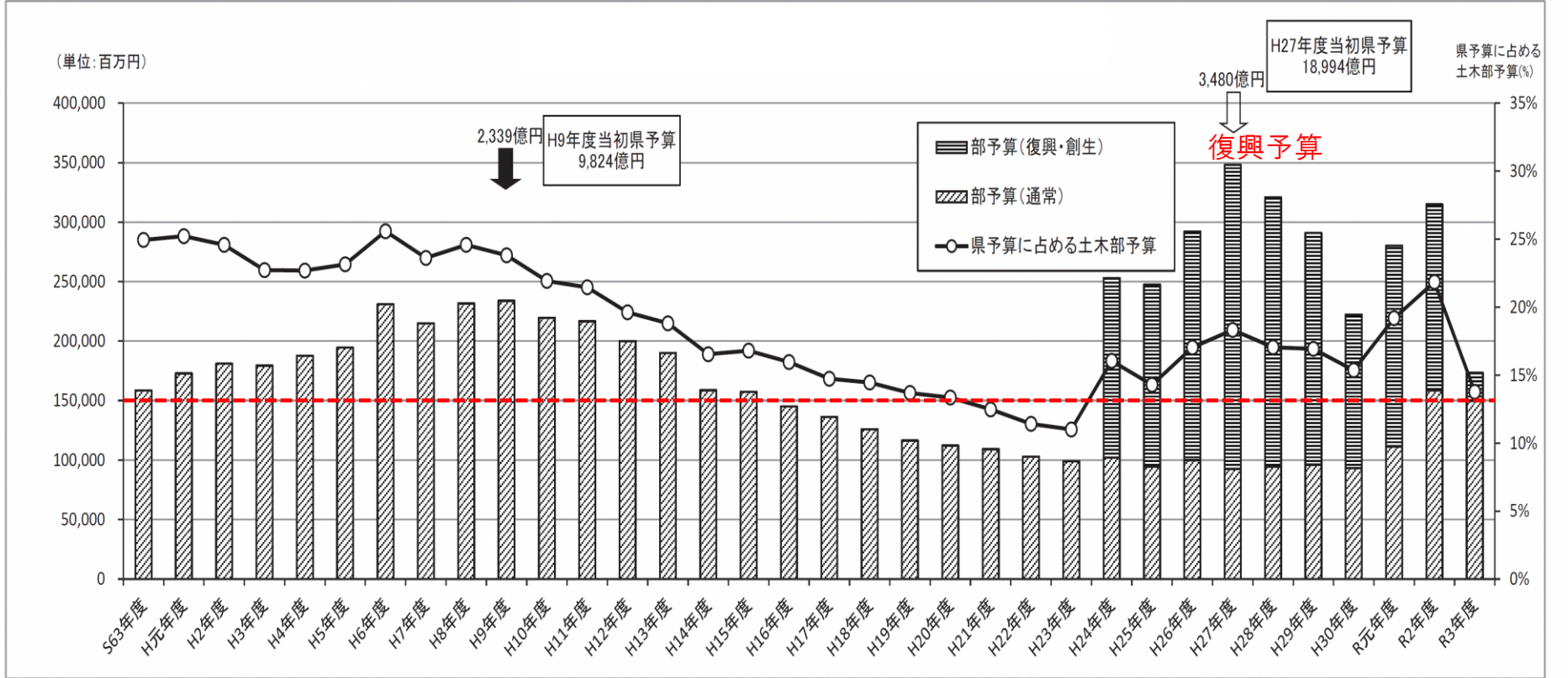


(出典)令和3年度一般社団法人福島県建設業協会会員実態調査(従業員調査)の回答より

② 建設業界の高齢化対策

- ・建設業界では建設DXを活用した省力化・省人化を進めており、技術力の伝承はもとより施工においてもITを活用して対応している。
- ・高齢者の大量退職により新規学卒者などの若年者を雇用して会社を維持・存続を図ることはもちろんのこと、中途採用や建設業の経験のない方も積極的に雇用し、教育を施して第一線で活躍できるように行っている。
- ・安全対策については、建設業労働災害防止協会を中心として、積極的に講習会等を行い、教育を行っている。
- ・高齢技術者・技能者は、豊富な技術・技能を有していることから技術の伝承等に貢献できるよう努める。

福島県土木部予算の推移



R3通常予算は1,497億円(うち、公共事業は1,278億円)

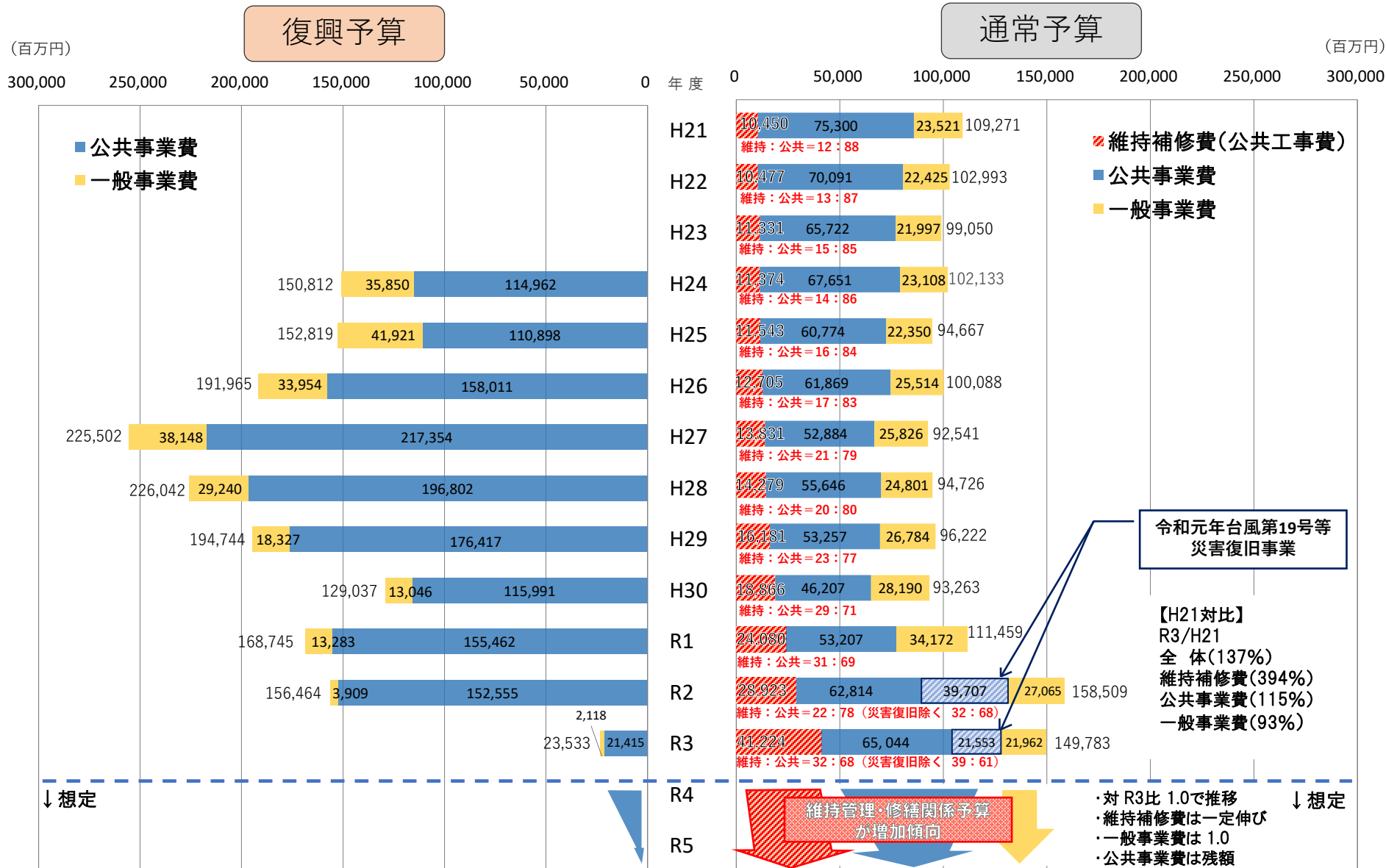
単位:百万円

年度	S63年度	H元年度	H2年度	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
土木部予算額	158,491	172,924	181,052	179,466	187,697	194,460	230,947	214,951	231,674	233,933	219,655	216,689	200,014	190,031	158,754	157,353	145,217
県予算額に占める土木部の割合	24.9%	25.2%	24.6%	22.7%	22.7%	23.1%	25.6%	23.6%	24.6%	23.8%	21.9%	21.5%	19.6%	18.8%	16.5%	16.8%	16.0%
県予算額	635,482	685,704	736,629	789,818	827,163	840,152	902,858	910,052	942,672	982,417	1,001,757	1,009,817	1,019,420	1,010,168	959,943	936,633	909,629

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
土木部予算額	136,298	125,890	116,500	112,246	109,271	102,993	99,050	252,945	247,487	292,054	348,043	320,767	290,967	222,300	280,205	314,974	173,316
県予算額に占める土木部の割合	14.7%	14.5%	13.7%	13.4%	12.5%	11.4%	11.0%	16.0%	14.3%	17.0%	18.3%	17.0%	16.9%	15.4%	19.2%	21.8%	13.8%
県予算額	925,035	870,929	851,189	840,719	875,448	902,220	900,034	1,576,352	1,731,970	1,714,513	1,899,421	1,881,925	1,718,373	1,447,212	1,460,328	1,441,836	1,258,514

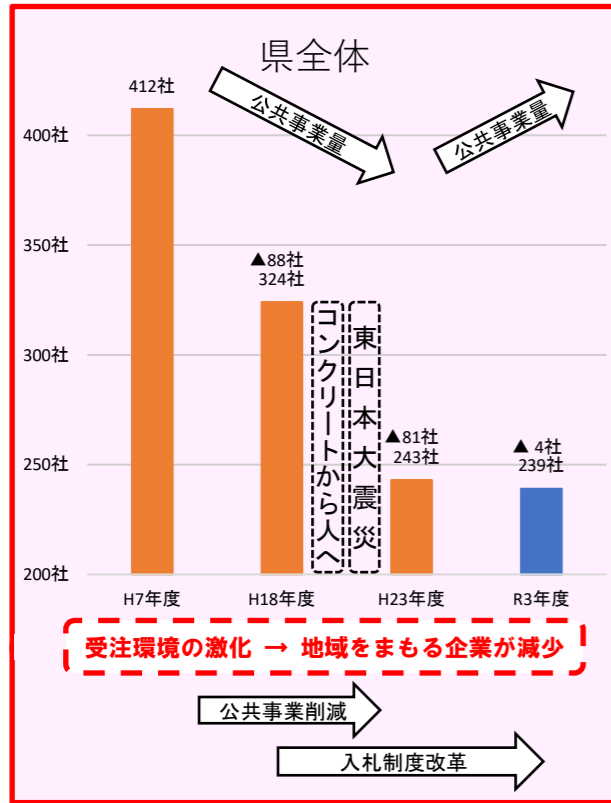
(出典)福島県「令和3年度 土木部当初予算案の概要」

福島県の復興予算と通常予算の推移と今後



※H21～R3は福島県土木部データをグラフ化。R4以降は独自の想定
(出典)一般社団法人福島県建設業協会

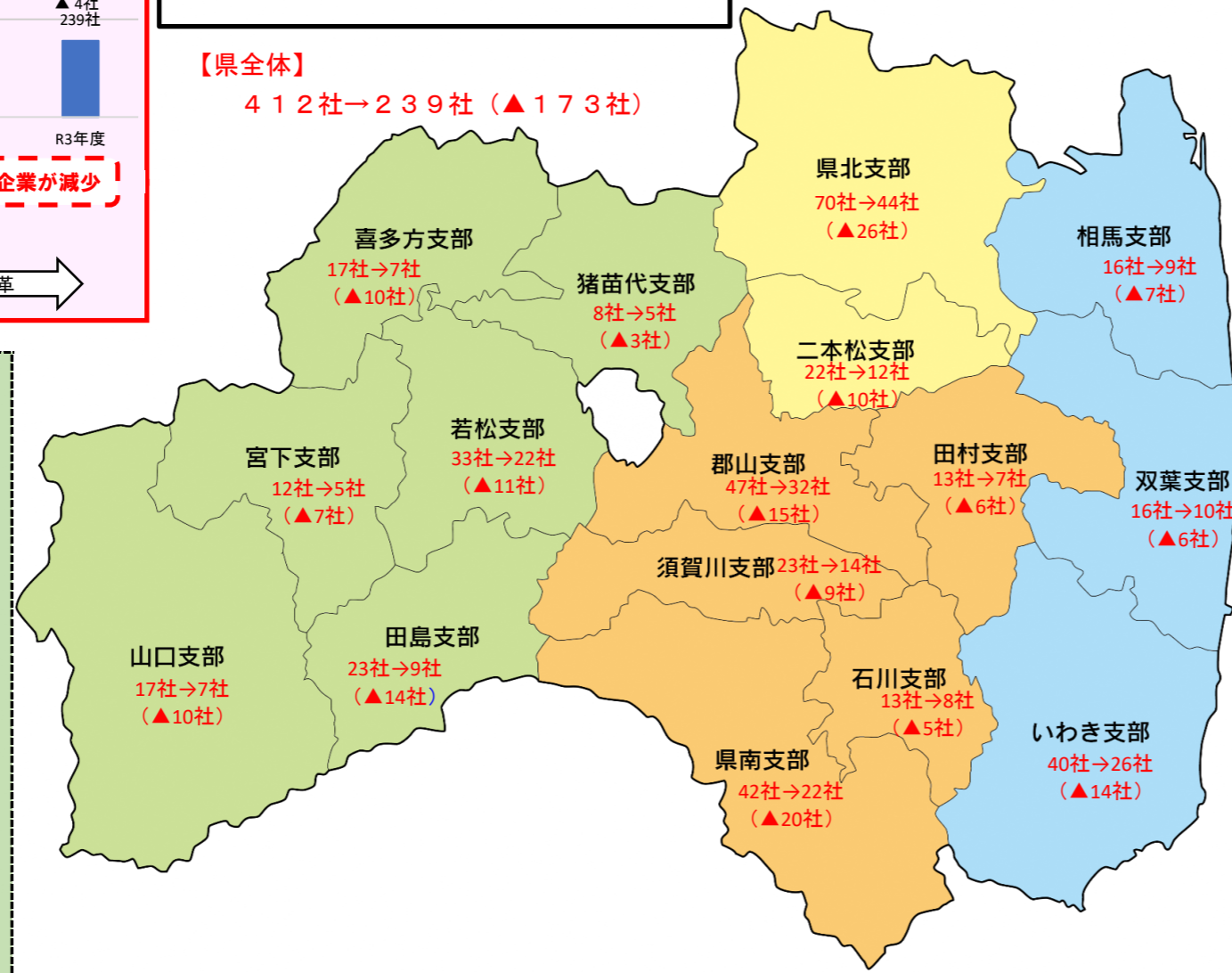
会員数の推移（県全体・支部別）



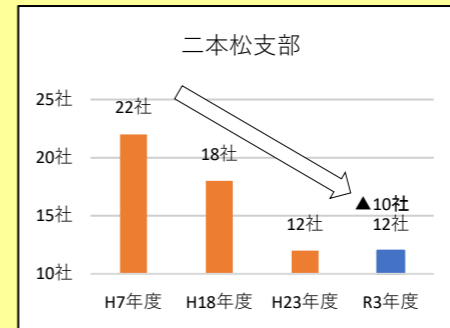
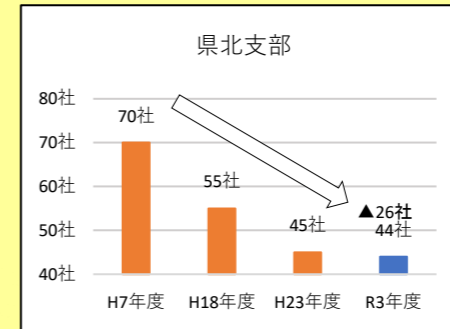
○近い将来、会員企業の減少に伴い、**広大な県土の災害対応、維持管理（道路・河川・橋梁等）や除雪が、危機的な状況に陥る！**

平成7年度～令和3年度の会員企業の減少状況

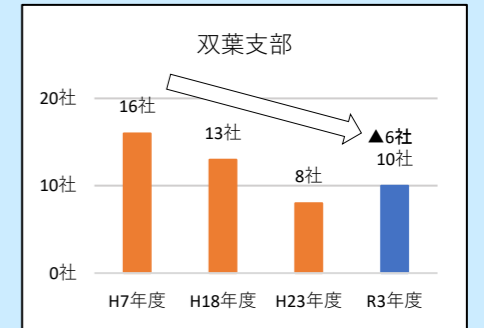
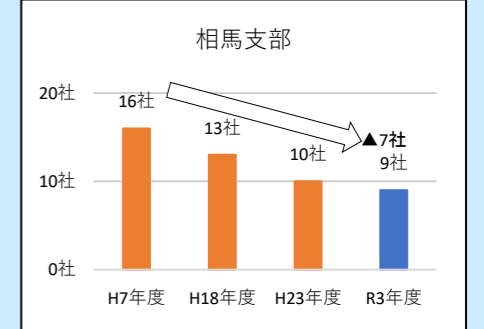
【県全体】
412社→239社 (▲173社)



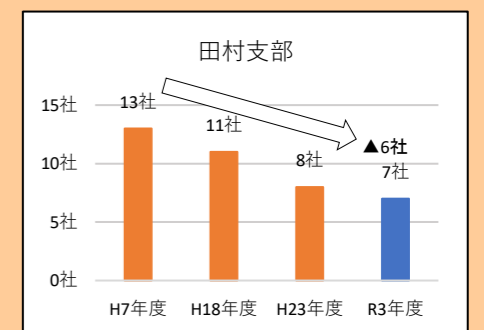
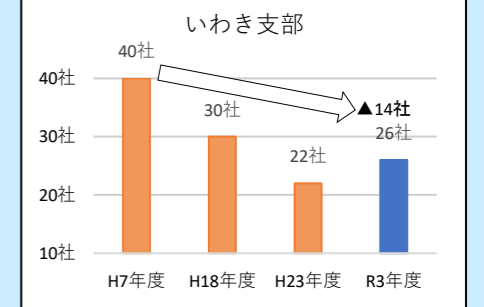
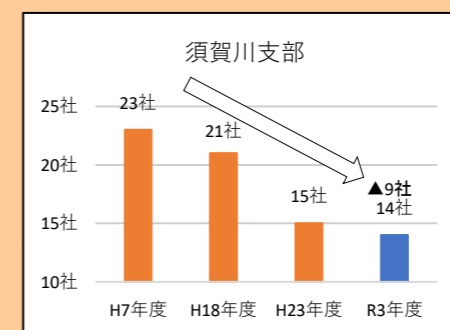
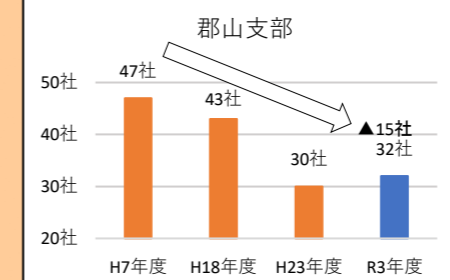
県北方部



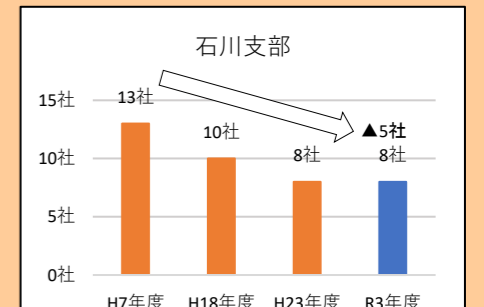
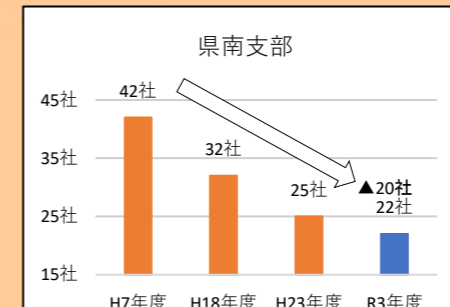
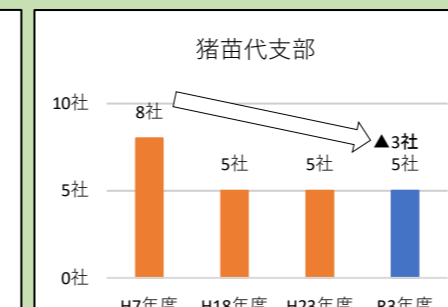
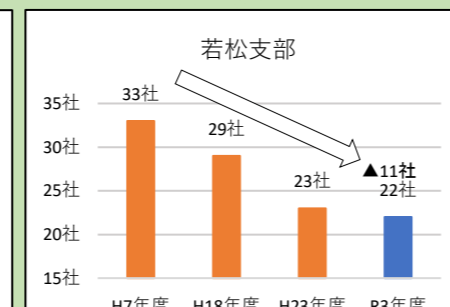
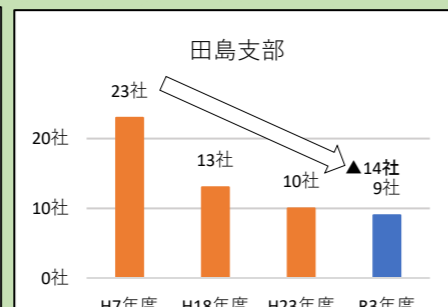
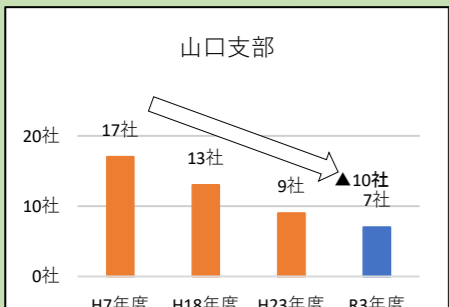
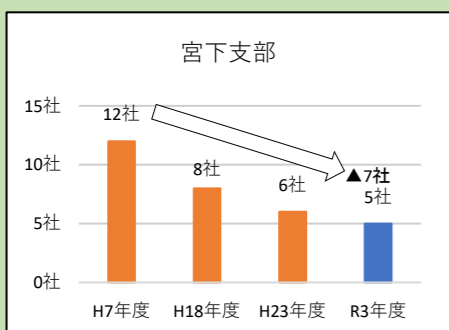
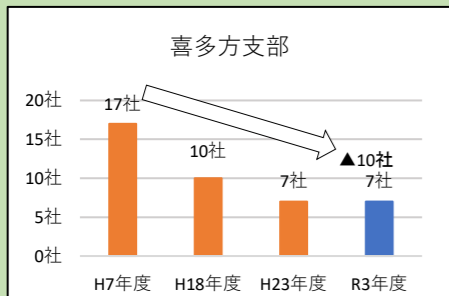
浜通り方部



県南方部



会津方部

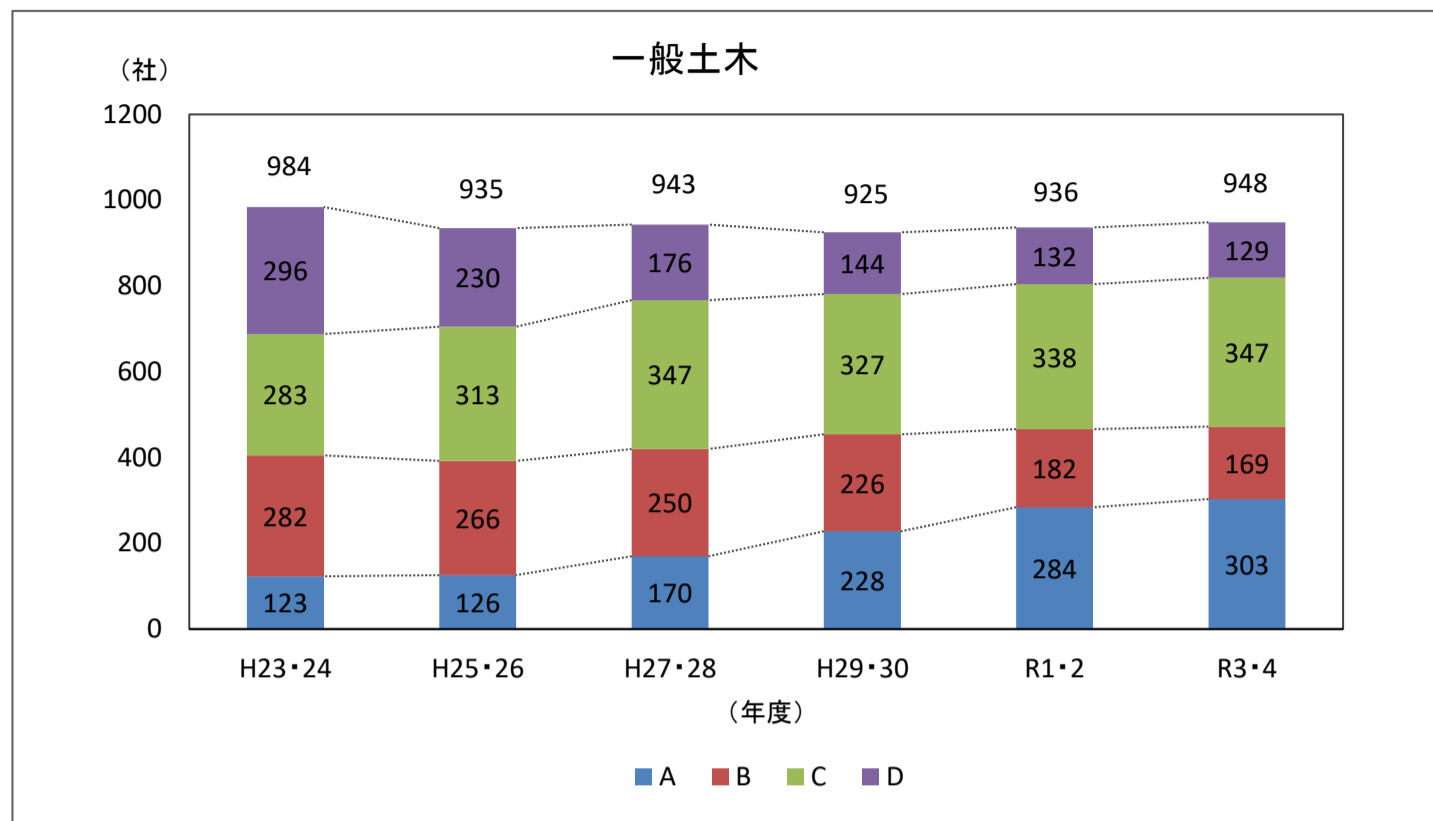


福島県発注工事有資格者数の推移(県内)

令和3年9月作成

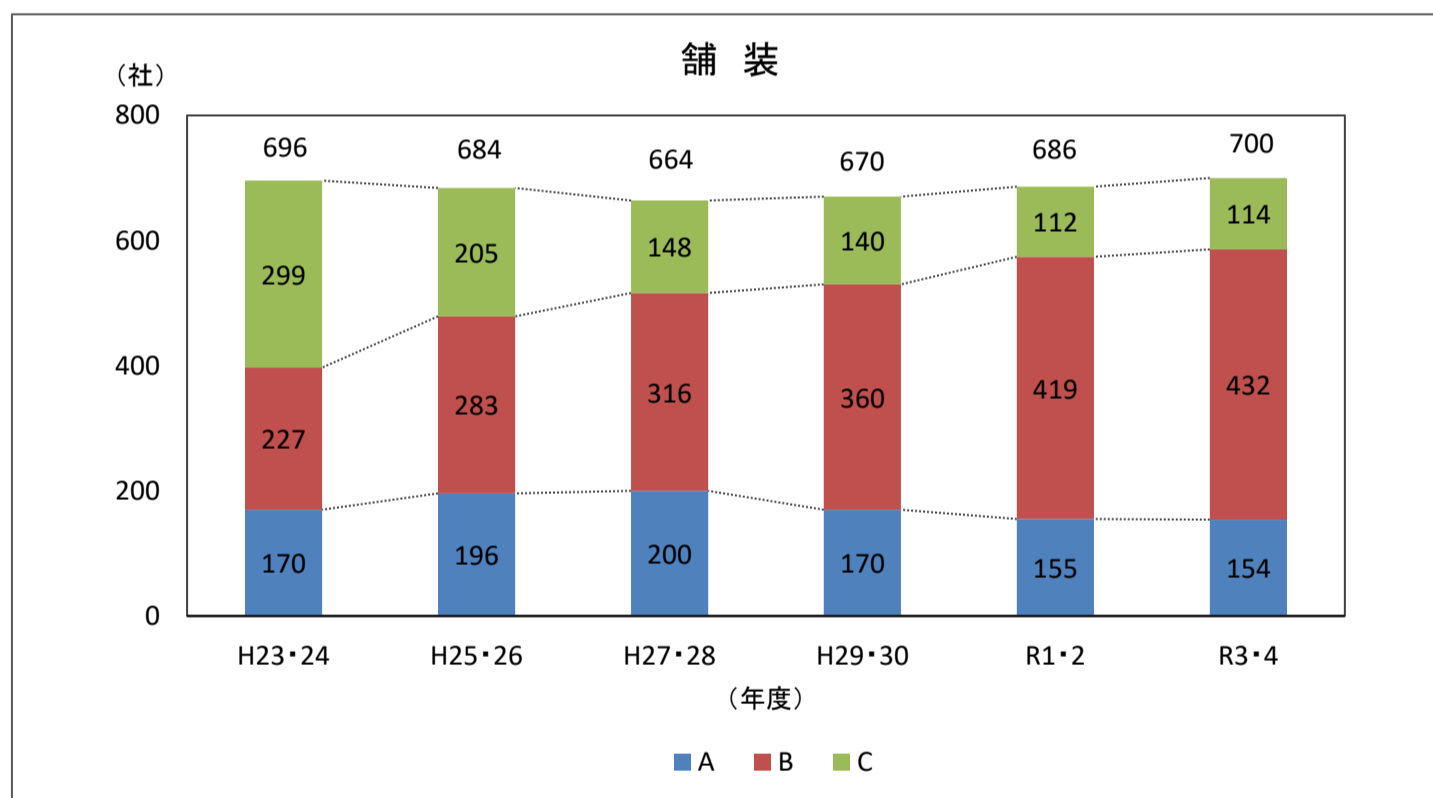
〔一般土木〕

A	1154 ~
B	854 ~ 1154未満
C	654 ~ 854未満
D	654未満



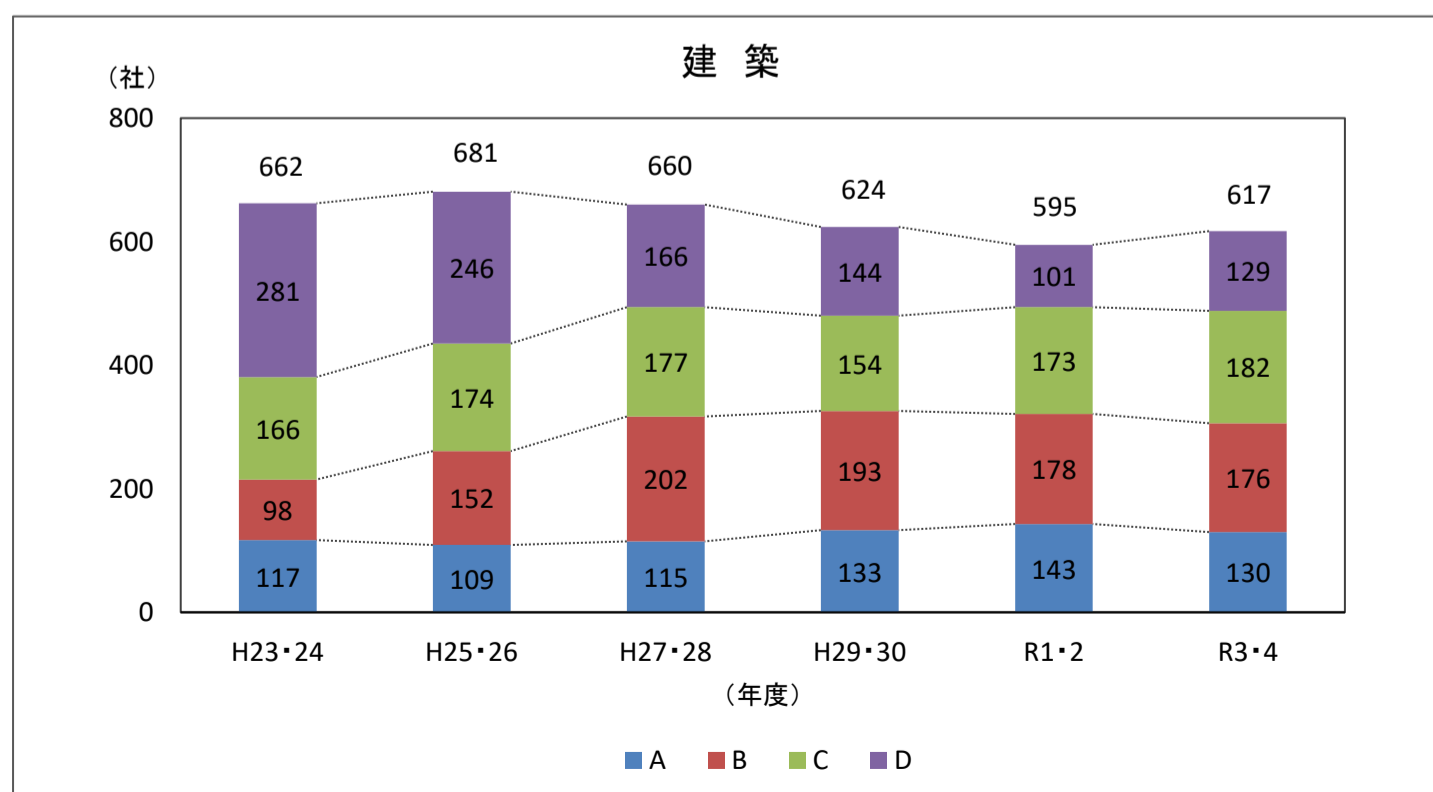
〔舗装〕

A	932 ~
B	632 ~ 932未満
C	632未満



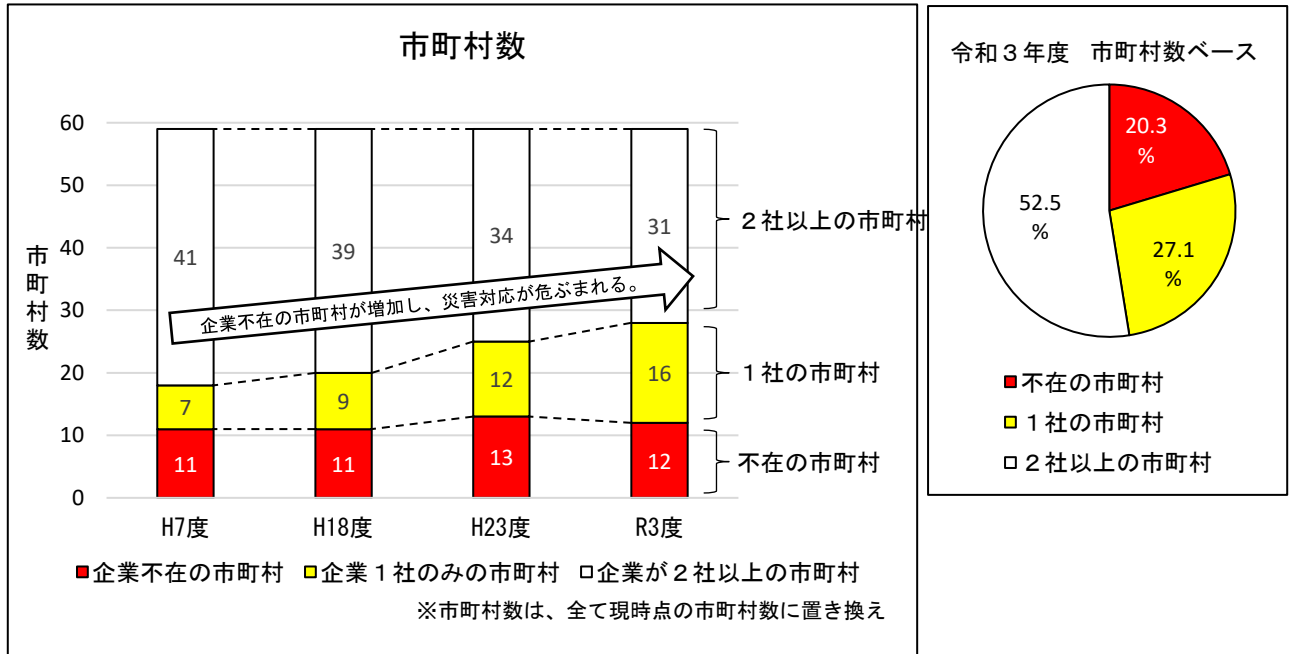
〔建築〕

A	948 ~
B	748 ~ 948未満
C	648 ~ 748未満
D	648未満

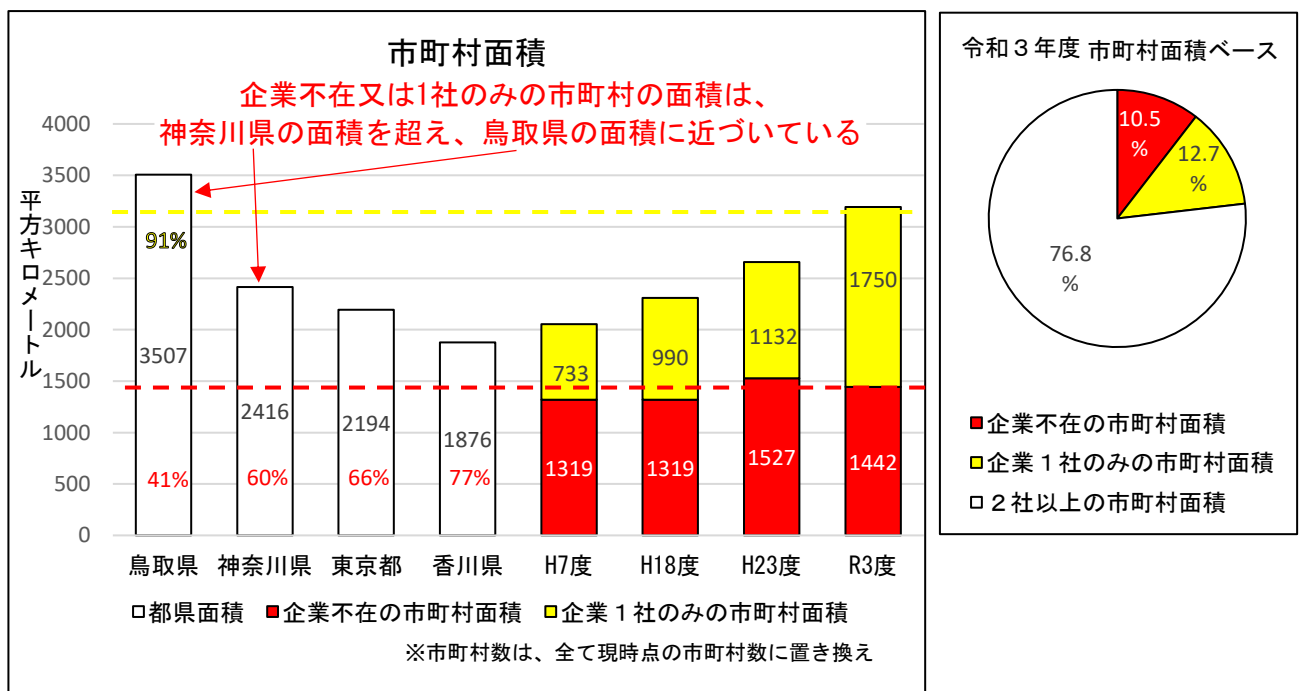


県と災害応援協定を締結している企業が存在する市町村の状況

【数ベース】



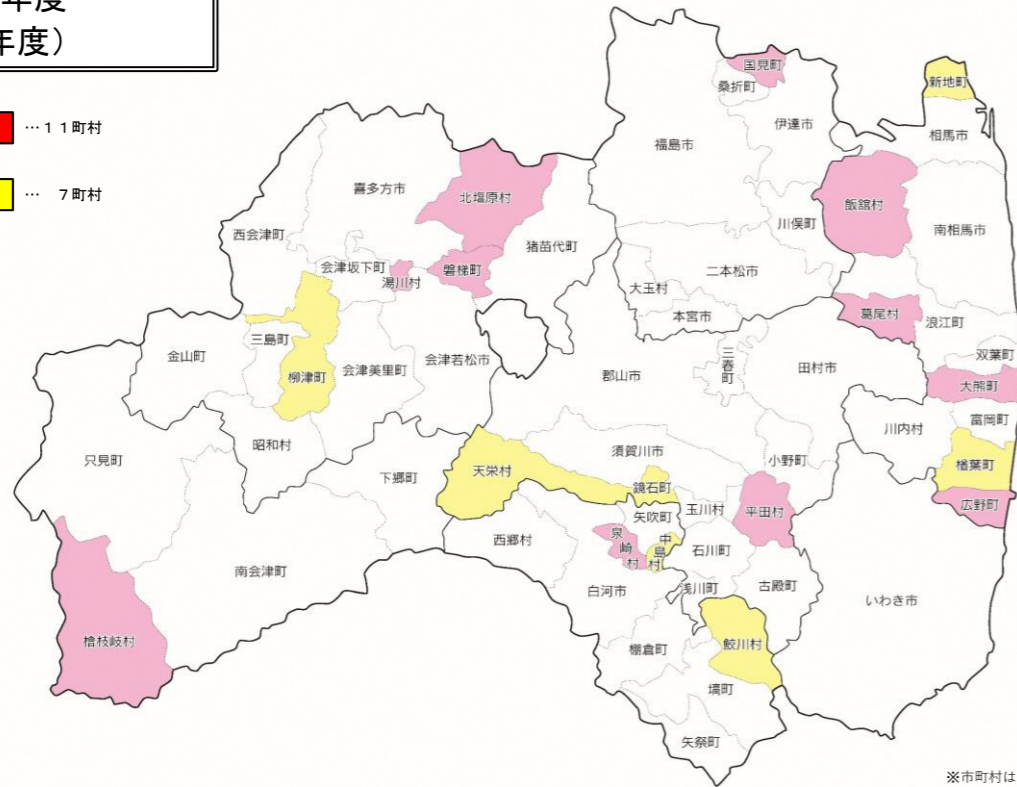
【面積ベース】



災害対応危機市町村（会員企業不在市町村）

平成7年度
(1995年度)

- 会員企業が不在の市町村数 … 11町村
- 会員企業が1社の市町村数 … 7町村

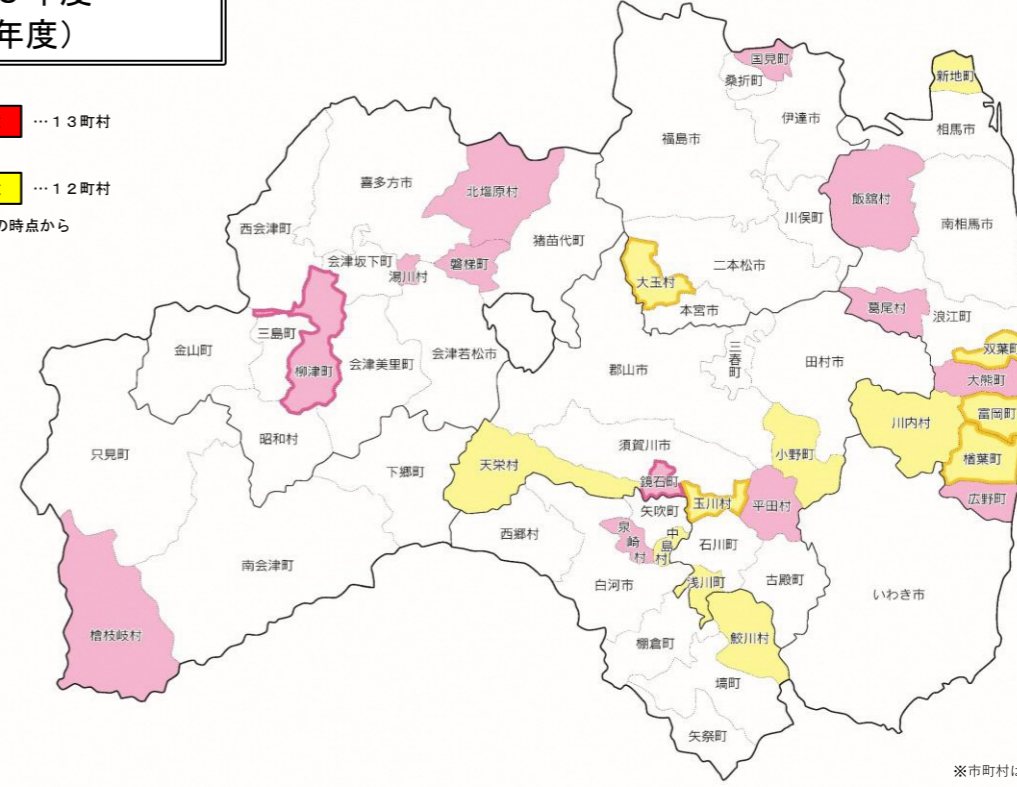


※市町村は、全て現時点の市町村に置き換え

平成23年度
(2011年度)

- 会員企業が不在の市町村数 … 13町村
- 会員企業が1社の市町村数 … 12町村

※繰取りした市町村は、前の時点から追加になった箇所

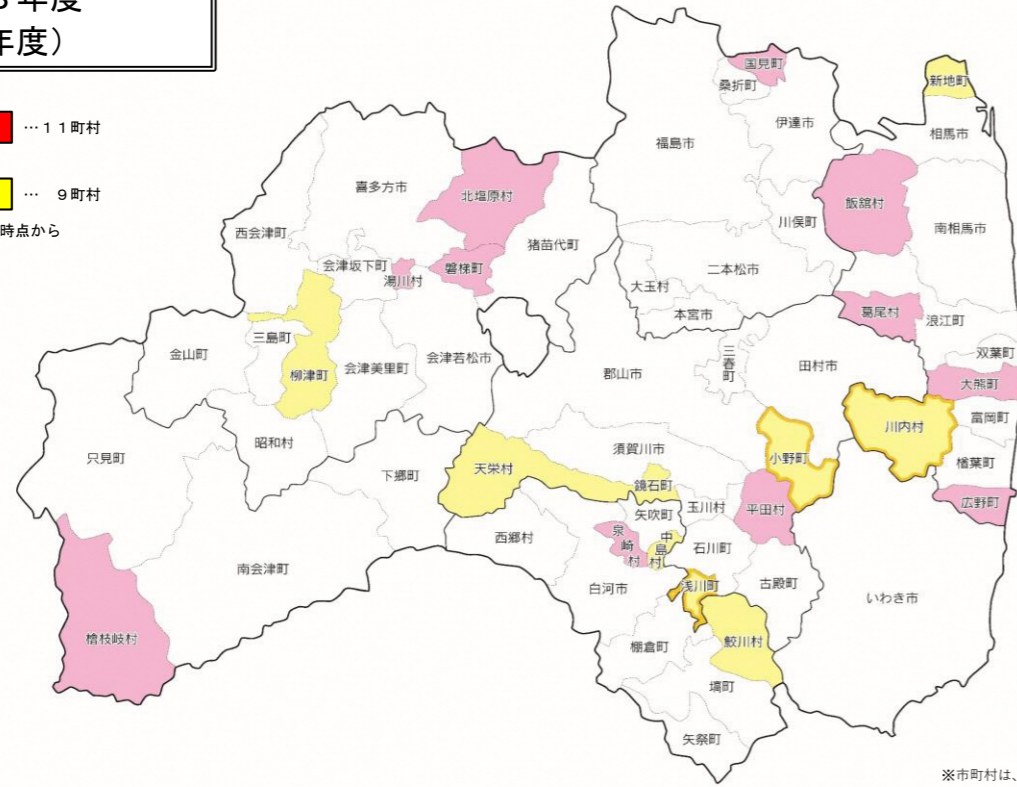


※市町村は、全て現時点の市町村に置き換え

平成18年度
(2006年度)

- 会員企業が不在の市町村数 … 11町村
- 会員企業が1社の市町村数 … 9町村

※繰取りした市町村は、前の時点から追加になった箇所

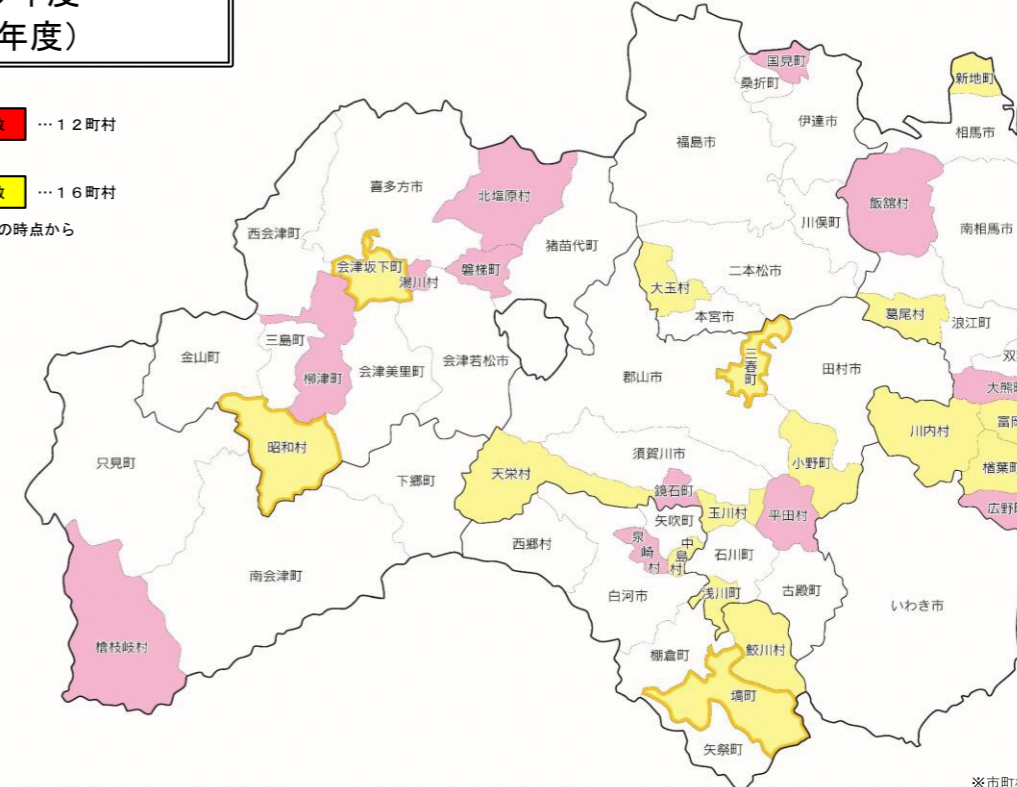


※市町村は、全て現時点の市町村に置き換え

令和3年度
(2021年度)

- 会員企業が不在の市町村数 … 12町村
- 会員企業が1社の市町村数 … 16町村

※繰取りした市町村は、前の時点から追加になった箇所



※市町村は、全て現時点の市町村に置き換え